

平成27年8月5日  
道路局

## 「道路メンテナンス年報」(暫定版)の公表について

## 【道路の老朽化対策の本格実施】

平成25年の道路法改正等を受け、平成26年7月より、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1度、近接目視で点検を行い、点検結果として、健全性を4段階に診断することになりました。

国土交通省では、国民・道路利用者の皆様に道路インフラや老朽化対策の現状をご理解頂くため、点検の実施状況や結果等を調査し、「道路メンテナンス年報」としてまとめました。

結果の詳細は、以下のホームページにてご覧いただけます。

[http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen\\_maint2.html](http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen_maint2.html)

この調査結果は、点検結果を踏まえた今後の措置方針の立案等を検討するための資料となります。

なお、今回の発表では、点検結果について、国土交通省及び高速道路会社の管理施設をまとめており、地方公共団体の管理施設については、改めて発表させていただく予定です。

※ 本年報に記載されている数値は暫定値であり、今後変わることがあります。

## &lt;問い合わせ先&gt;

## 【全般】

道路局 国道・防災課 道路保全企画室 企画専門官 田中 倫英  
代表 03-5253-8111(内線 37813)  
直通 03-5253-8494 FAX 03-5253-1620

## 【高速道路に関すること】

高速道路課 有料道路調整室 課長補佐 宮西 洋幸  
代表 03-5253-8111(内線 38382)  
直通 03-5253-8491

## 【地方道に関すること】

環境安全課 課長補佐 村下 剛  
代表 03-5253-8111(内線 38162)  
直通 03-5253-8495

# 1. 道路メンテナンス年報について

- 平成 25 年の道路法改正等を受け、平成 26 年 7 月より、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5 年に 1 度、近接目視で点検を行い、点検結果として、健全性を 4 段階に診断することになりました。
- 国土交通省では、国民・道路利用者の皆様に道路インフラの現状及び老朽化対策についてご理解頂くため、点検の実施状況や結果等を調査し、「道路メンテナンス年報」としてまとめました。
- 結果の詳細は、以下のホームページにてご覧いただけます。  
[http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen\\_maint2.html](http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen_maint2.html)
- この調査結果は、点検結果を踏まえた今後の措置方針の立案等を検討するための資料となります。
- なお、本年報に記載されている数値は、平成 27 年 6 月末時点の暫定値であり、今後変わりうる可能性があります。

## 点検について

全ての道路管理者は、「橋梁」、「トンネル」、及び「シェッド・大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等（以下、道路附属物等）」の道路施設について、5 年に 1 度、近接目視にて、点検を実施していきます。

### <平成 26 年度点検実施数>

道路施設	管理施設数	点検実施数	点検実施率
橋梁	706,549	59,808	8%
トンネル	10,907	1,393	13%
道路附属物等	39,942	6,125	15%

H27.6 末時点

※ 上記の他に、国土交通省及び高速道路会社管理の溝橋（カルバート）がある。  
 （管理施設数、点検実施数は、国土交通省 9,467、101、高速道路会社 5,733、1,481）

## 点検結果について

橋梁、トンネル等の健全性の点検結果は、以下の 4 段階に区分します。

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

## 道路メンテナンス年報の活用

道路メンテナンス年報は、橋梁等の老朽化の実態の把握、点検結果を踏まえた措置方針の立案などに活用することとしています。

道路の老朽化の現状はどうなっているのだろうか。

→ 地域毎のデータ、経年的な変化等、様々な観点から我が国の道路施設の老朽化の実態を把握することができます。

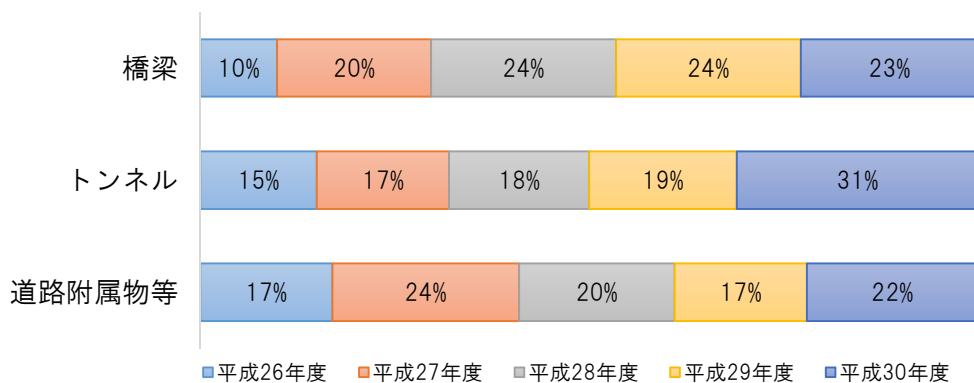
今後どのように措置していくのか。

→ 各道路管理者は、自らの管理施設の老朽化の実態を踏まえ、今後の措置方針を立案していくこととなります。

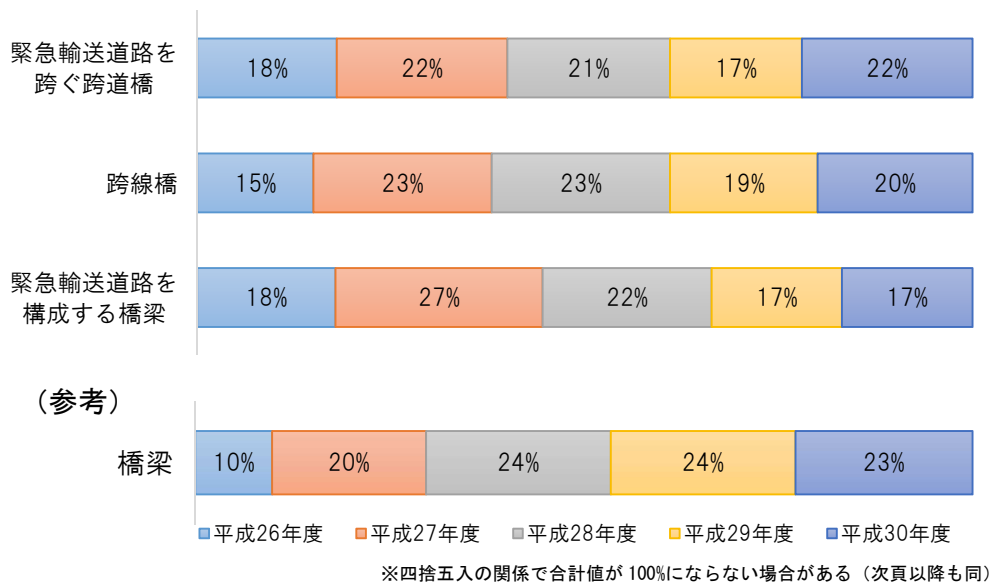
## 2. 点検計画

- 全道路管理者は平成 26 年 12 月時点で、橋梁、トンネル、道路附属物等について、平成 30 年度までに全ての施設の点検を実施する点検計画※を策定しました。
- また、第三者被害の予防並びに路線重要性の観点から緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋、緊急輸送道路を構成する橋梁については、最優先で点検を進めることとしています。

### ○ 5年間の点検計画(全道路管理者合計)



### ○ 跨道橋、跨線橋等の5年間の点検計画(全道路管理者合計)



※ 国土交通省では、従前より橋梁等について、5年に1回の点検を実施してきているところです。また、高速道路会社では、笹子トンネル天井板落下事故以降、各種の構造物を点検したうえで更新・修繕計画を策定し、事業に着手しており、引き続き定期的な点検を実施していきます。

### 3. 点検実施状況（平成 26 年度）

#### (1) 全国の橋梁・トンネル・道路附属物等

- 平成 26 年度において、橋梁は全国約 70 万橋のうち、約 6 万橋の点検を実施しました。各管理者別の点検実施数は、国土交通省 5,741 橋、高速道路会社 2,155 橋、都道府県・政令市等 20,739 橋、市区町村 31,173 橋となりました。
- なお、点検実施率は、全体で約 8%、管理者別では、国土交通省 約 20%、高速道路会社 約 12%、都道府県・政令市等 約 11%、市区町村 約 6%となっています。
- その他、トンネル及び道路附属物等は、それぞれ約 1,400 箇所、約 6,100 施設で点検を実施し、約 13%、約 15%の点検実施率となっています。

#### ○橋梁

（単位：橋）

管理者	管理施設数	点検実施数	点検実施率
国土交通省	28,139	5,741	20%
高速道路会社	17,344	2,155	12%
都道府県・政令市等	180,985	20,739	11%
市区町村	480,081	31,173	6%
合計	706,549	59,808	8%

H27.6 末時点

#### ○トンネル

（単位：箇所）

管理者	管理施設数	点検実施数	点検実施率
国土交通省	1,458	323	22%
高速道路会社	1,889	337	18%
都道府県・政令市等	5,293	471	9%
市区町村	2,267	262	12%
合計	10,907	1,393	13%

H27.6 末時点

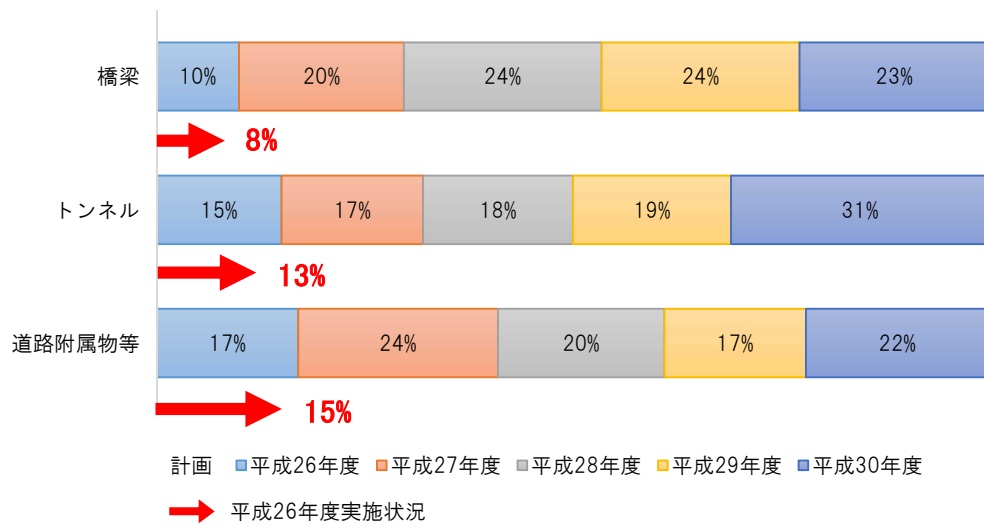
#### ○道路附属物等

（単位：施設）

管理者	管理施設数	点検実施数	点検実施率
国土交通省	12,076	1,361	11%
高速道路会社	11,643	2,320	20%
都道府県・政令市等	13,512	1,929	14%
市区町村	2,711	515	19%
合計	39,942	6,125	15%

H27.6 末時点

## ○点検実施状況



## (2) 都道府県別の点検実施状況

○ 平成 26 年度の点検実施状況は、地域によって異なる状況です。

○ 点検実施数(全道路管理者)

都道府県名	橋梁	トンネル	道路附属物等
北海道	1,923	43	358
青森県	1,166	6	89
岩手県	888	51	72
宮城県	1,691	21	43
秋田県	845	30	46
山形県	459	22	42
福島県	1,422	35	43
茨城県	166	3	59
栃木県	582	1	129
群馬県	1,415	12	57
埼玉県	3,162	4	504
千葉県	561	57	304
東京都	1,145	11	337
神奈川県	1,250	57	504
新潟県	898	47	123
富山県	1,338	12	66
石川県	494	7	2
福井県	1,127	54	67
山梨県	772	11	66
長野県	2,694	40	58
岐阜県	2,845	28	99
静岡県	3,060	22	237
愛知県	3,493	21	406
三重県	1,314	112	222
滋賀県	1,128	5	39
京都府	1,222	54	41
大阪府	960	7	369
兵庫県	2,010	58	362
奈良県	282	18	124

都道府県名	橋梁	トンネル	道路附属物等
和歌山県	446	27	24
鳥取県	1,301	17	6
島根県	380	70	32
岡山県	1,603	57	66
広島県	3,196	78	266
山口県	1,518	27	52
徳島県	1,160	16	112
香川県	1,016	4	9
愛媛県	1,421	28	31
高知県	413	16	93
福岡県	1,853	28	115
佐賀県	469	15	68
長崎県	744	9	48
熊本県	1,171	22	138
大分県	1,337	68	92
宮崎県	778	49	36
鹿児島県	588	9	49
沖縄県	102	4	20
合計	59,808	1,393	6,125

## (参考) 管理施設数(全道路管理者)

都道府県名	橋梁	トンネル	道路附属物等
北海道	30,372	480	2,894
青森県	6,975	51	353
岩手県	13,595	287	496
宮城県	12,449	119	543
秋田県	12,095	171	450
山形県	9,047	154	484
福島県	17,380	235	861
茨城県	14,686	68	637
栃木県	12,976	94	682
群馬県	15,261	138	633
埼玉県	19,661	83	1,561
千葉県	11,530	448	1,134
東京都	6,313	187	2,393
神奈川県	9,191	334	1,956
新潟県	22,481	412	1,428
富山県	11,984	118	750
石川県	8,909	148	479
福井県	9,865	270	433
山梨県	8,166	207	496
長野県	22,205	409	924
岐阜県	26,092	367	1,100
静岡県	30,021	427	1,453
愛知県	24,919	120	2,743
三重県	19,390	236	714
滋賀県	11,966	86	434
京都府	12,799	169	626
大阪府	10,810	115	2,824
兵庫県	29,727	380	2,112
奈良県	10,494	173	295
和歌山県	11,798	324	340
鳥取県	7,639	100	210



都道府県名	橋梁	トンネル	道路附属物等
島根県	14,389	321	374
岡山県	32,087	256	663
広島県	22,720	418	887
山口県	14,823	273	605
徳島県	12,399	182	403
香川県	7,903	53	434
愛媛県	12,757	353	568
高知県	13,604	396	345
福岡県	29,356	153	1,110
佐賀県	12,462	52	253
長崎県	9,946	208	216
熊本県	19,920	292	327
大分県	10,890	574	313
宮崎県	9,468	243	398
鹿児島県	10,511	174	328
沖縄県	2,518	49	280
合計	706,549	10,907	39,942

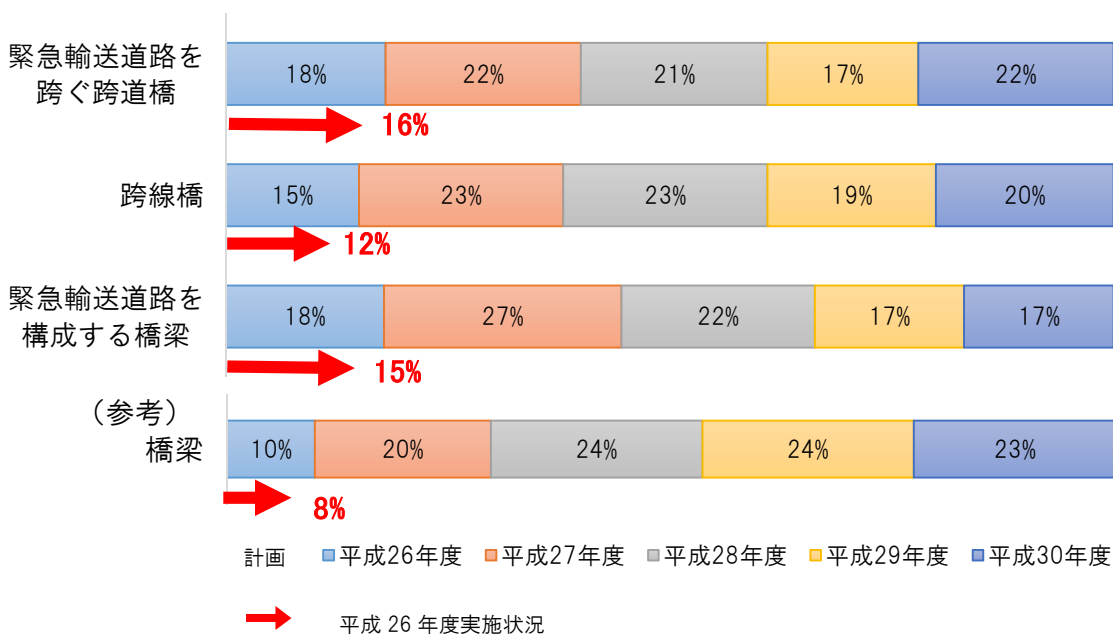
### (3) 最優先で点検すべき橋梁

- 第三者被害の予防並びに路線重要性の観点から、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋、緊急輸送道路を構成する橋梁については、最優先で点検を進めることとしており、それぞれ、2,035 橋、1,063 橋、15,427 橋で、点検を実施しました。
- 点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋、緊急輸送道路を構成する橋梁について、それぞれ、約 16%、約 12%、約 15%と、いずれも、橋梁全体の点検実施率（約 8%）を上回っています。

○ 最優先で点検すべき橋梁の点検実施状況《上段：点検実施率 下段：点検実施数》

管理者	緊急輸送道路を跨ぐ 跨道橋	跨線橋	緊急輸送道路を構成する 橋梁
国土交通省	24% (402)	21% (351)	21% (4,918)
高速道路会社	14% (658)	7% (75)	12% (2,077)
都道府県・政令市等	16% (403)	12% (411)	14% (7,972)
市区町村	15% (572)	8% (226)	12% (460)
合計	16% (2,035)	12% (1,063)	15% (15,427)

H27.6 末時点



## 4. 点検結果（平成 26 年度）

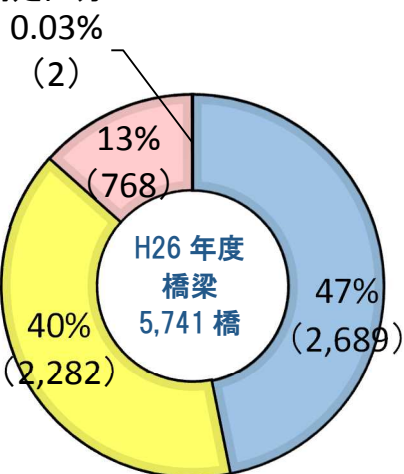
### (1)国土交通省

#### ①橋梁

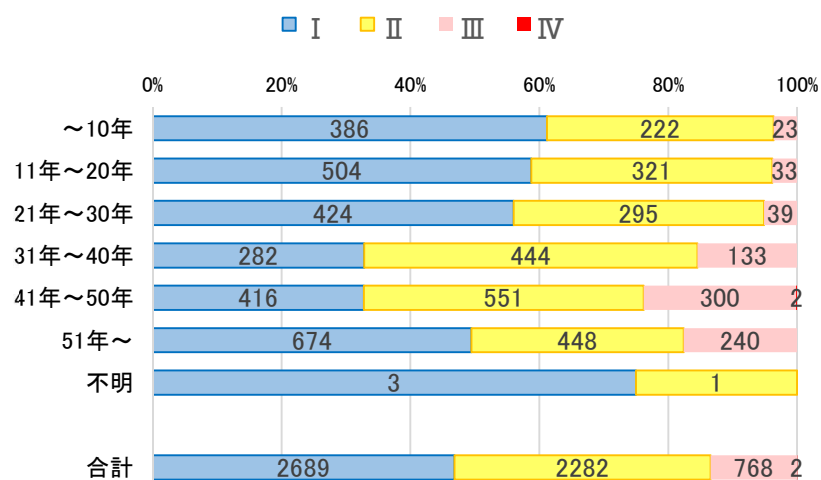
- 国土交通省では、管理する橋梁 28,139 橋のうち、5,741 橋について点検を実施し、その結果は判定区分※ I 2,689 橋、II 2,282 橋、III 768 橋、IV 2 橋となりました。なお、判定区分のそれぞれの割合は、I 47%、II 40%、III 13%、IV0.03%となります。
- 判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）については、建設後 30 年を過ぎると急増し、10%超となっています。
- 緊急措置段階である判定区分Ⅳの橋梁については、速やかに緊急措置を実施したところです。

- ※ 判定区分 I：健全（構造物の機能に支障が生じていない状態）  
 判定区分 II：予防保全段階（構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）  
 判定区分 III：早期措置段階（構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態）  
 判定区分 IV：緊急措置段階（構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態）

#### ○ 判定区分



#### ○ 判定区分と建設経過年度



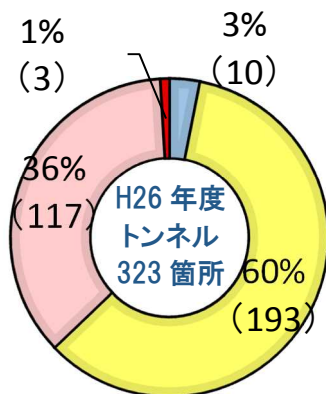
#### ○ 判定区分Ⅳのリスト(橋梁)

施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置の内容
さかいだこせんきょう 堺田跨線橋	国道 47 号 (山形県)	1970	下フランジ及び支点上補剛材の一部が欠損。支承にも著しい腐食	仮受け材の設置
とくふつばし 徳仏橋	国道 9 号 (山口県)	1965	主桁端部のウェブ下部及び下フランジに孔食・破断が発生	仮受け材の設置

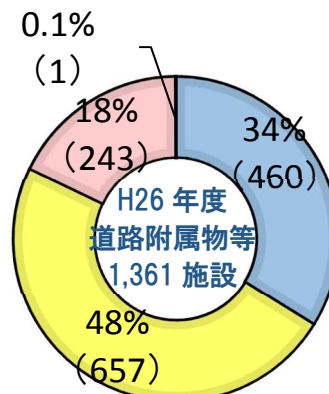
## ②その他の構造物

- 国土交通省では、管理するトンネル 1,458 箇所のうち、323 箇所について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 10 箇所、Ⅱ 193 箇所、Ⅲ 117 箇所、Ⅳ 3 箇所となりました。なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 3%、Ⅱ 60%、Ⅲ 36%、Ⅳ 1%となります。
- また、管理する道路附属物等 12,076 施設のうち、1,361 施設について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 460 施設、Ⅱ 657 施設、Ⅲ 243 施設、Ⅳ 1 施設となりました。なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 34%、Ⅱ 48%、Ⅲ 18%、Ⅳ 0.1%となります。
- 緊急措置段階である判定区分Ⅳについては、速やかに緊急措置を実施したところです。

### ○ トンネル



### ○ 道路附属物等



- 判定区分Ⅰ (健全)
- 判定区分Ⅱ (予防保全段階)
- 判定区分Ⅲ (早期措置段階)
- 判定区分Ⅳ (緊急措置段階)

### ○ 判定区分Ⅳリスト(トンネル)

施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置の内容
かんのん 観音トンネル	一般国道 20 号 (山梨県)	1958	早期に落下の恐れのある覆工コンクリートのうき・剥離	はく落防止工の設置
つる 都留トンネル	一般国道 139 号 (山梨県)	1987	早期に落下の恐れのある覆工コンクリートのうき・剥離	はく落防止工の設置
まんざわ 万沢トンネル	一般国道 52 号 (山梨県)	1971	早期に落下の恐れのある覆工コンクリートのうき・剥離	はく落防止工の設置

### ○ 判定区分Ⅳリスト(道路附属物等)

施設名	管理者名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置の内容
門型標識	一般国道 50 号 (栃木県)	1989	横梁及び横梁トラスに孔食	標識の撤去

## (2) 高速道路会社

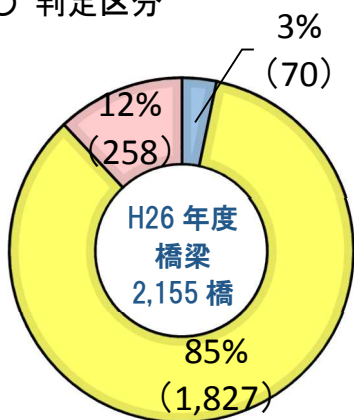
### ① 橋梁

○ 高速道路会社では、管理する橋梁 17,344 橋のうち、2,155 橋について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 70 橋、Ⅱ 1,827 橋、Ⅲ 258 橋となり、判定区分Ⅳはありませんでした。

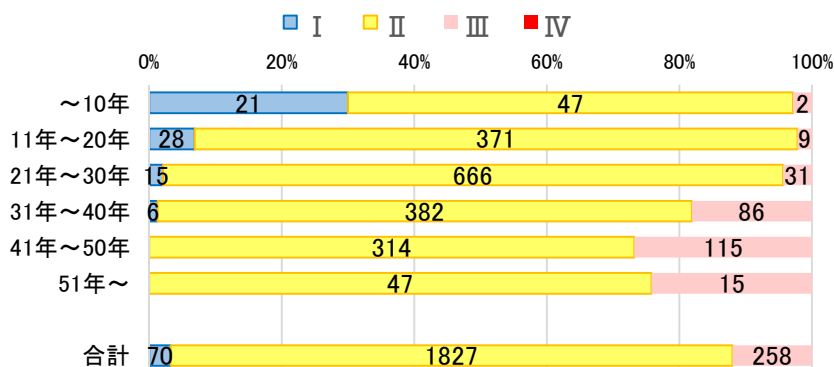
なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 3%、Ⅱ 85%、Ⅲ 12%となります。

○ 判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）については、建設後 30 年を過ぎると急増し、10%超となっています。

#### ○ 判定区分



#### ○ 判定区分と建設経過年数



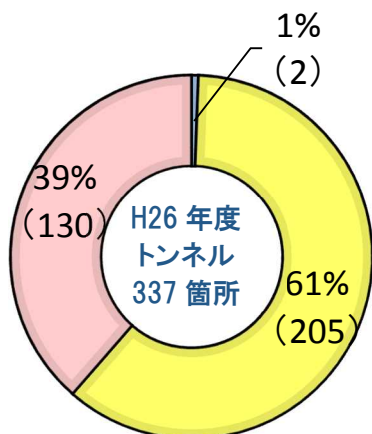
### ② その他の道路構造物

○ 高速道路会社では、管理するトンネル 1,889 箇所のうち、337 箇所について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 2 箇所、Ⅱ 205 箇所、Ⅲ 130 箇所となりました。なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 1%、Ⅱ 61%、Ⅲ 39%となります。

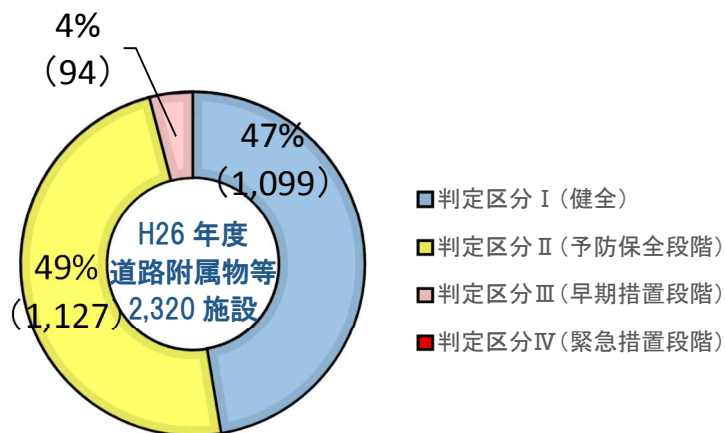
○ また、管理する道路附属物等 11,643 施設のうち、2,320 施設について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 1,099 施設、Ⅱ 1,127 施設、Ⅲ 94 施設となりました。なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 47%、Ⅱ 49%、Ⅲ 4%となります。

○ とともに、判定区分Ⅳはありませんでした。

#### ○ トンネル



#### ○ 道路附属物等



■ 判定区分Ⅰ (健全)  
 ■ 判定区分Ⅱ (予防保全段階)  
 ■ 判定区分Ⅲ (早期措置段階)  
 ■ 判定区分Ⅳ (緊急措置段階)

## 5. 直轄診断

- 地方公共団体への支援策の一つとして、緊急かつ高度な技術力を要する可能性が高い橋梁について、「直轄診断※」を平成 26 年度に試行的に実施しました。
- 直轄診断を実施した橋梁については、各道路管理者からの要請を踏まえ、平成 27 年度より修繕代行事業や大規模修繕・更新補助事業に着手されています。
- 「直轄診断」については、平成 27 年度より本格実施に取り組むこととしています。

### ○ 平成 26 年度直轄診断実施箇所と診断結果概要

橋梁名	市町村名	橋長(m)	診断結果概要
みしまおほし 三島大橋	三島町 (福島県)	131	アーチにおける継ぎ手部の高力ボルトについて、ゆるみ・脱落しているものが多数発見
おおまえはし 大前橋	嬭恋村 (群馬県)	73	床版、高欄部等におけるひびわれ部から水が内部に侵入し、鉄筋の腐食が進行 なお、大型車通行規制の解除を行うためには架替が必要
おおど 大渡ダム おほし 大橋	仁淀川町 (高知県)	444	メインケーブルの防食部の腐食が進行し、内部のケーブル素線が剥き出し状態



緊急性・難易度を踏まえて対応

平成 27 年度

- 三島大橋、大渡ダム大橋 修繕代行事業に着手
- 大前橋 大規模修繕・更新補助事業に着手

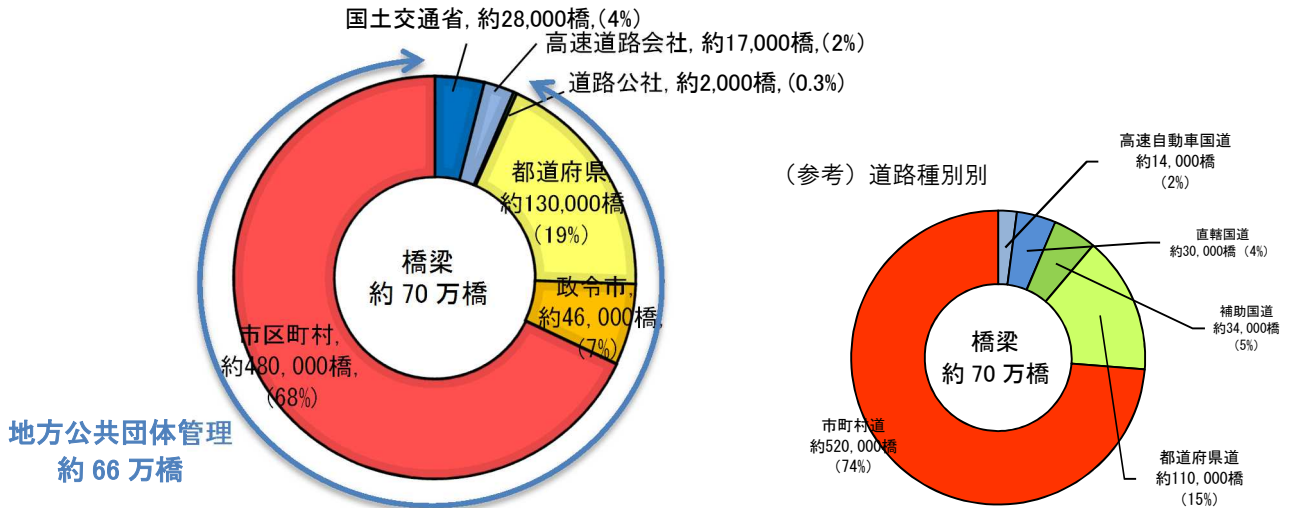
※直轄診断：「橋梁、トンネル等の道路施設については、各道路管理者が責任を持って管理する」という原則の下、それでもなお、地方公共団体の技術力等に鑑みて支援が必要なもの（複雑な構造を有するもの、損傷の度合いが著しいもの、社会的に重要なもの、等）に限り、国が地方整備局、国土技術政策総合研究所、国立開発研究法人土木研究所の職員で構成する「道路メンテナンス技術集団」を派遣し、技術的な助言を行うもの。

## 参考1 橋梁の現状

### 1. 管理者別の橋梁数、橋面積等

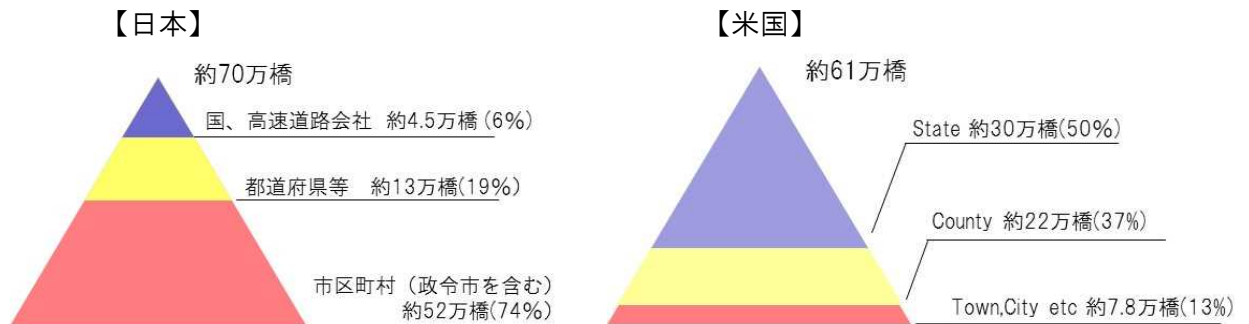
○ 我が国には橋梁が、約 70 万橋あり、このうち、地方公共団体が管理する橋梁が約 66 万橋と全体の 9 割以上を占めています。これは米国に比較すると、非常に多くなっています。

#### ○ 道路管理者別

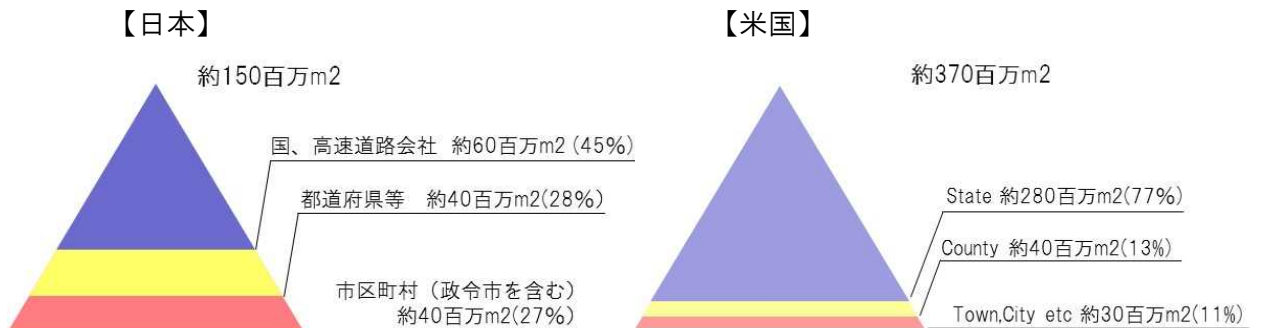


#### (参考) 橋梁数、橋面積に関する米国との比較

##### < 橋梁数 >



##### < 橋面積 >



出典) 日本 道路局調べ(H26.12 時点)

米国 FHWA(Federal Highway Administration)ホームページ (2014.12 時点)

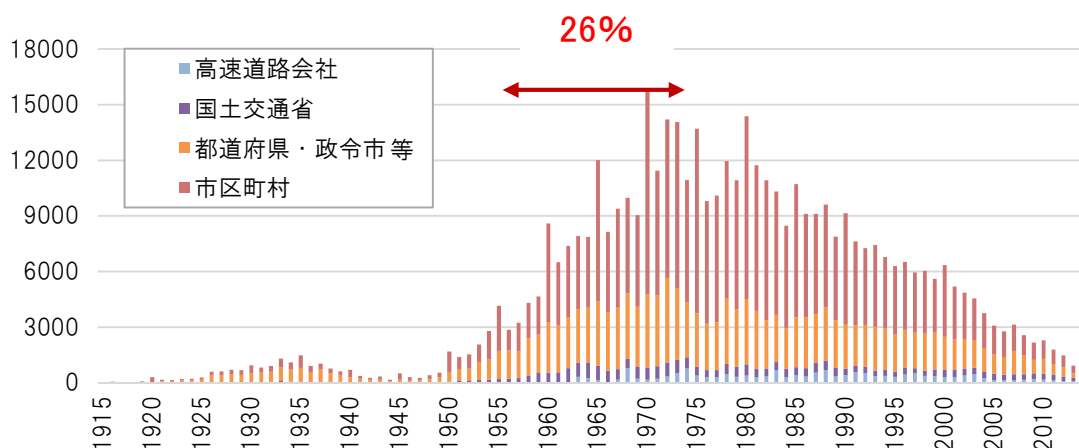
※State には Federal(約 1 万橋)を含む

※切り捨てにより合計値が一致しない

## 2. 建設年度別の橋梁数

- 建設年度別の橋梁数の分布を見ると、昭和30年から50年にかけて建設されたものが約26%と多くなっています。
- 建設後50年を経過した橋梁の割合は、現在は約18%ですが、10年後には約42%に急増します。特に橋長15m未満の橋梁では、約半数が建設後50年を経過します。
- この他にも建設年度が不明の道路橋が全国で約23万橋あり、これらのお大半が市区町村管理の橋長15m未満の橋梁です。

### ○建設年度別橋梁数



※この他に建設年度不明橋梁約23万橋

(出典)道路局調べ(H26.12時点)

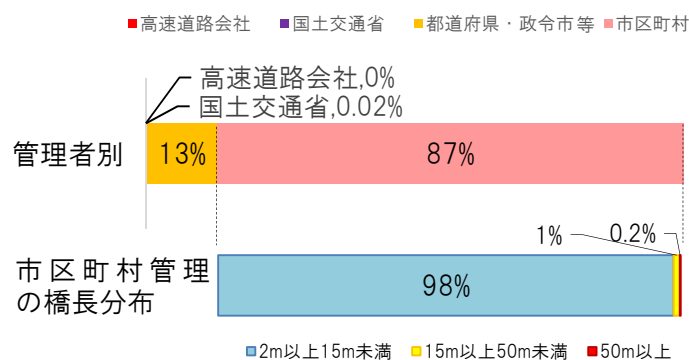
### ○建設後50年を経過した橋梁の割合



※この他に建設年度不明橋梁約23万橋

(出典)道路局調べ(H26.12時点)

### ○建設年度不明橋梁(約23万橋)の内訳



(出典)道路局調べ(H26.12時点)

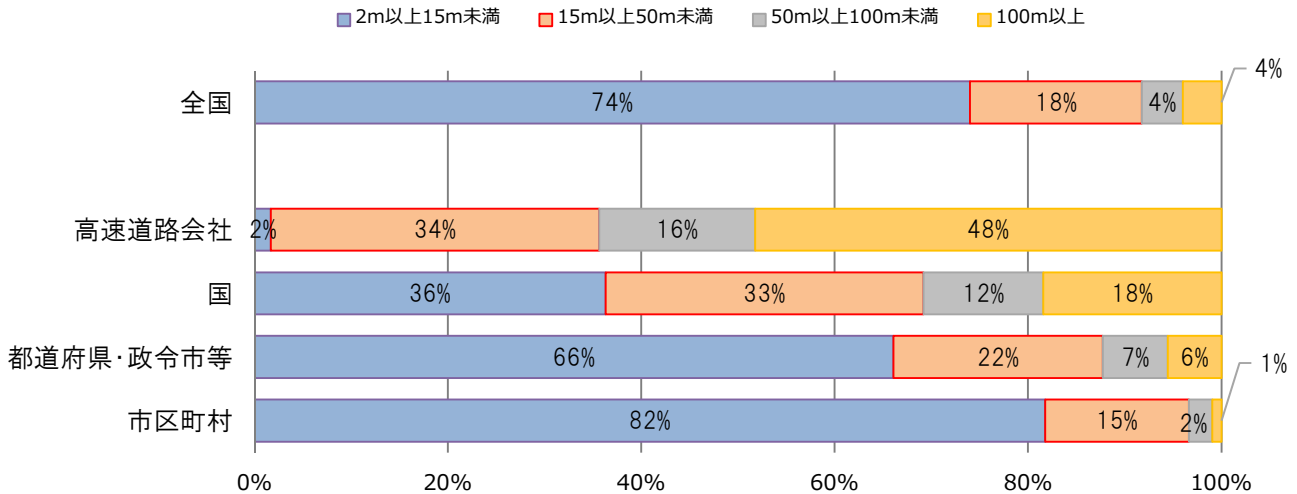


### 3. 管理者別の橋長分布

○橋長 50m 以上の橋梁の割合は全体では約 8%ですが、高速道路会社で約 64%、国土交通省で約 30%である一方、市区町村では約 3%と管理者によって大きく異なっています。

○市区町村が管理する橋梁の 80%以上が橋長 15m 未満です。一方、最優先で点検すべきとされている跨線橋では、市区町村が管理する橋梁の 80%以上が、橋長 15m 以上で、市区町村にとっては大規模なものとなっています。

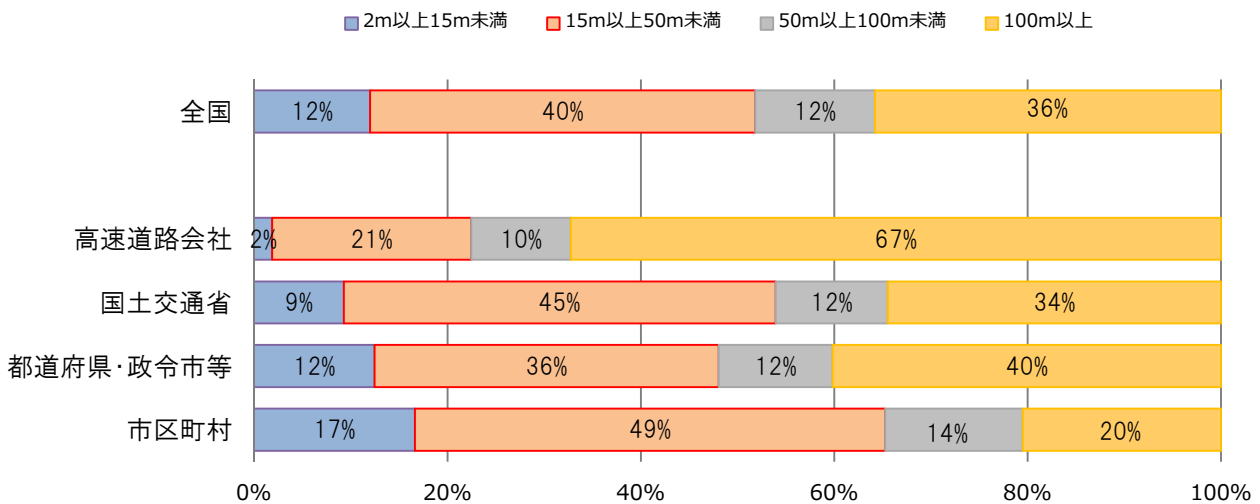
#### ○管理者別の橋長分布



(出典)道路局調べ(H26.12 時点)

※ 橋長に関して情報がなかった橋梁約 1,000 橋を除く

#### ○管理者別の橋長分布(跨線橋)



(出典)道路局調べ(H26.12 時点)

## 参考2. 地方公共団体の意識調査結果

### 【調査対象】

全地方公共団体(1,788 団体): 都道府県(47)、政令市(20)及び市区町村(1,721)

### 【調査時点】

平成 26 年 11 月(調査期間:平成 26 年 11 月4日~12 月4日)

### 【回答数】

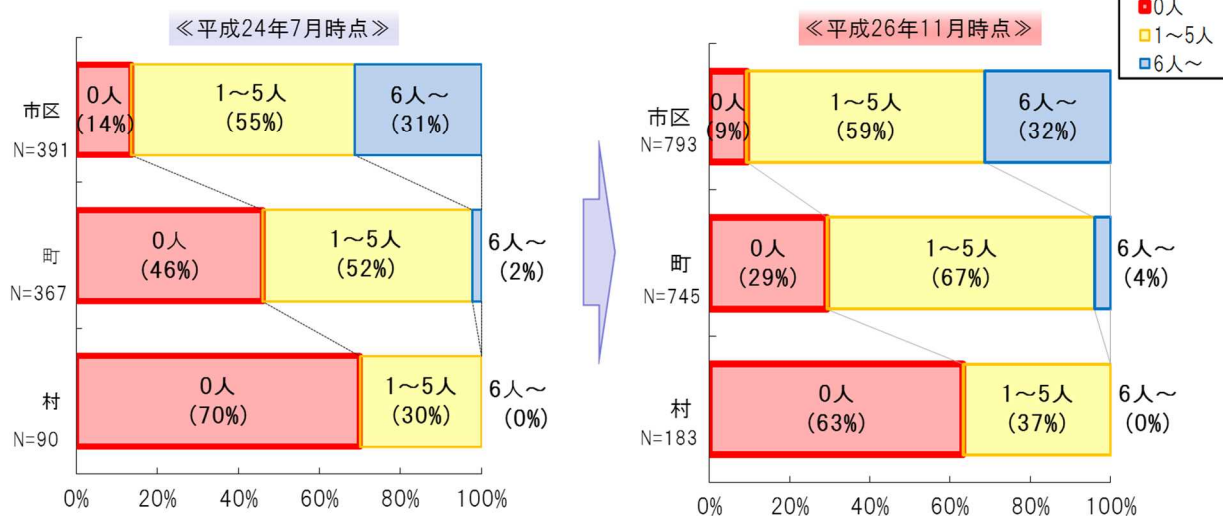
1,788 団体(47 都道府県、20 政令市、1,721 市区町村)[回答率 100%]

※なお、設問ごとに一部未記入や回答対象外のものなどがあるため、有効回答数は異なります。

### (1) 橋梁管理に携わる土木技術者数

○ 平成 24 年度に比べ、橋梁管理に携わる土木技術者が存在しない町は約 5 割から約 3 割へ、村は約 7 割から約 6 割へ減少

問：橋梁管理に携わる土木技術者の人数をお答えください。



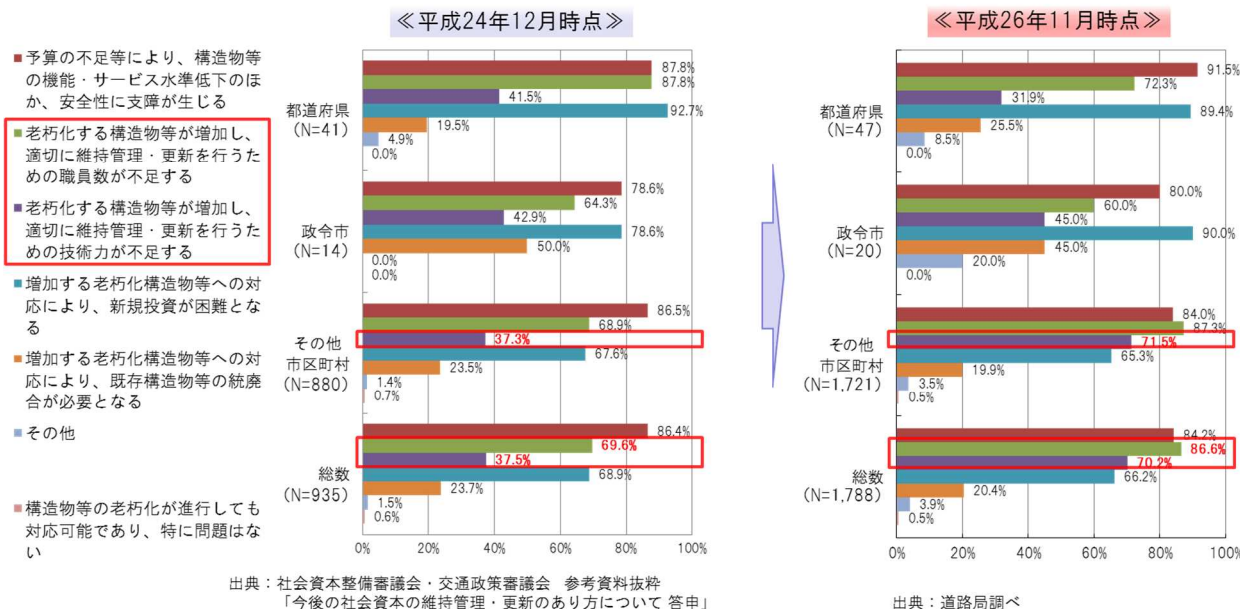
※有効回答数：848  
出典：道路局調べ

※有効回答数：1,721  
出典：道路局調べ

## (2) 老朽化対策を進める上での懸念事項

- 老朽化する構造物等が増加し、適切に維持管理・更新を行うための職員数または技術力が不足するとの懸念が高まっている。特に市区町村では、技術力不足に関する懸念が倍増

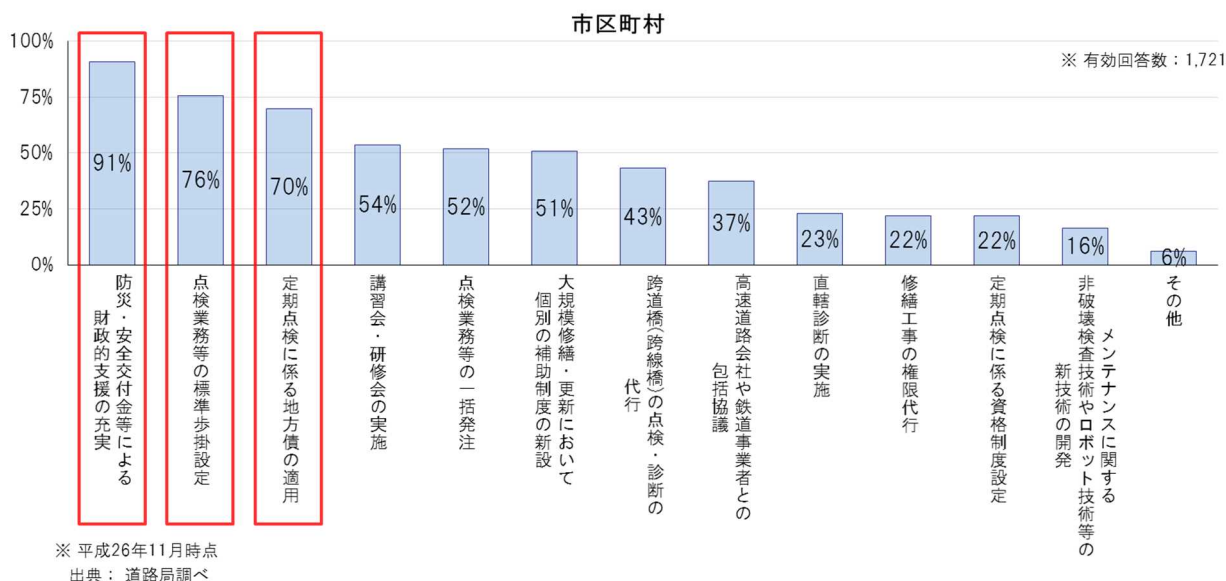
問：老朽化対策を進めるにあたり『今後の懸念すること』は何ですか。（複数回答可）



## (3) 国に求める支援策

- 老朽化対策を進める上で国に求める支援施策として、「防災・安全交付金等による財政的支援策の充実」を挙げた市区町村は約9割
- その他「点検業務等の標準歩掛設定」や「定期点検に係る地方債の適用」が約7割

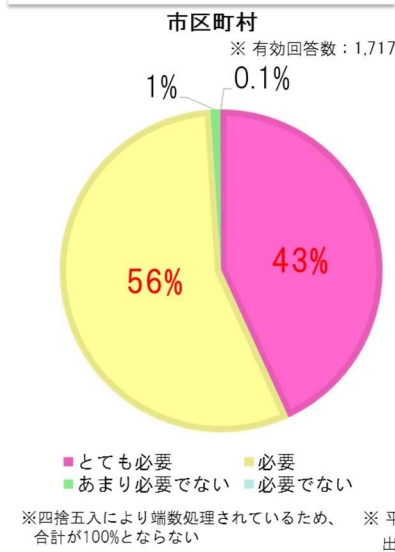
問：老朽化対策を進めるにあたり国に求める支援内容は何ですか。（複数回答可）



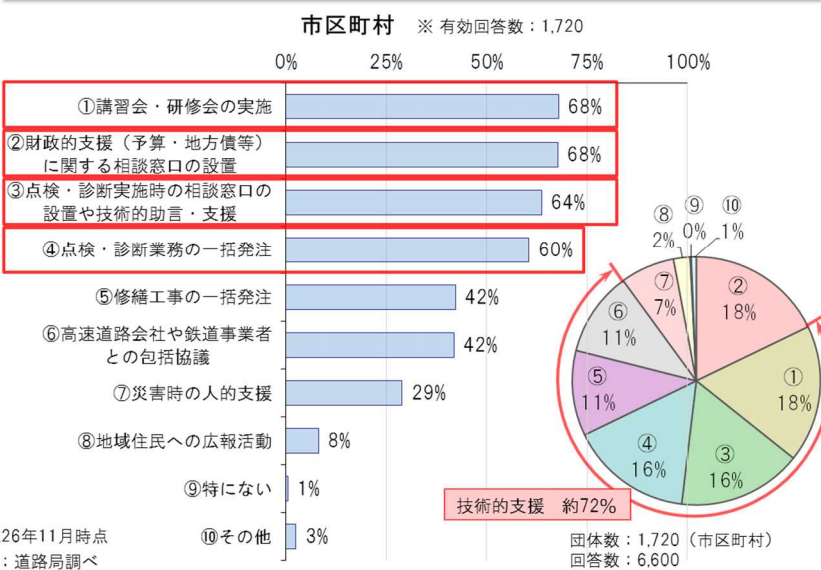
#### (4) 道路メンテナンス会議について

- ほとんどの市区町村で道路メンテナンス会議を必要と回答
- 道路メンテナンス会議で、技術的支援を中心に「講習会の実施」、「財政的支援に関する相談窓口の設置」、「技術的助言・支援の相談」および「一括発注」等の幅広い支援内容を要望

問：道路メンテナンス会議のような市町村を支援する体制は必要だと思いますか。



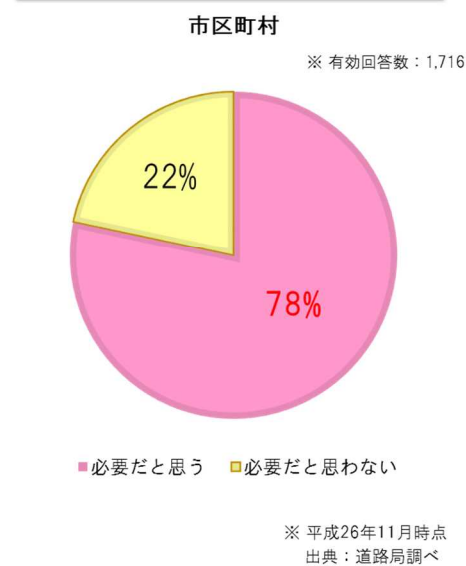
問：今後、道路メンテナンス会議で実施してもらいたい支援は何ですか。（複数回答可）



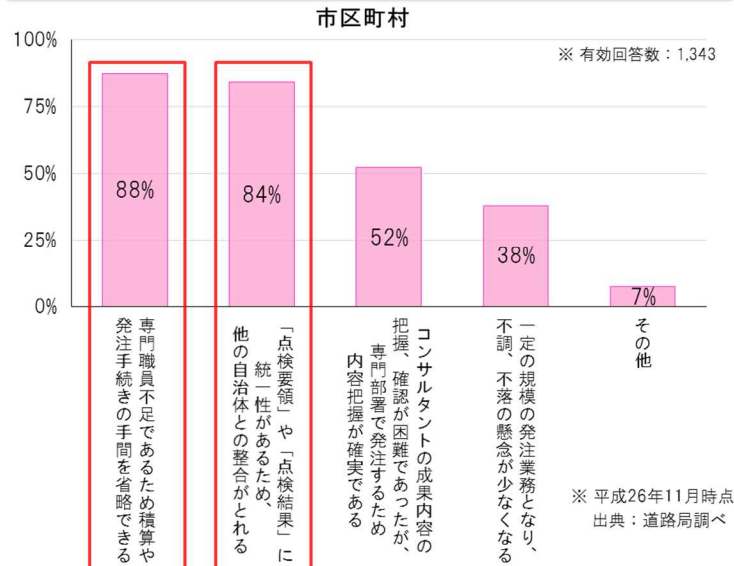
- 約8割の市区町村で地域一括発注を必要と回答
- 8割以上が「積算・発注手続きの手の省略」や「点検の質が確保できる」等のメリットがあると回答

#### (5) 一括発注について

問：定期点検の地域一括発注は必要だと思いますか。



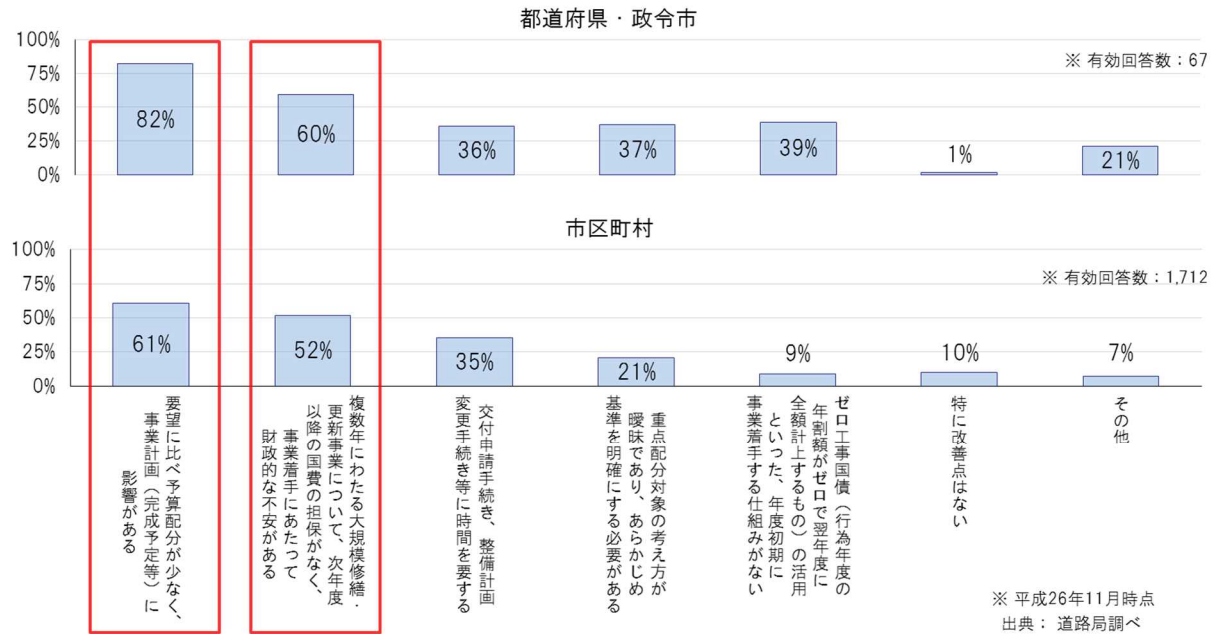
問：定期点検の地域一括発注を「必要だと思う」とした理由をお答え下さい。（複数回答可）



## (6) 現行の交付金制度について

○ 現行の交付金制度は、「予算配分」や「複数年事業に係る国費の担保」などの財政的な不安があると半数以上が回答

問：現行の交付金制度について改善点等がありますか。（複数回答可）





平成27年5月27日  
道 路 局

## 高速道路跨道橋の点検状況について（その2）

国土交通省では、高速道路を跨ぐ橋梁（以下、「高速道路跨道橋」）に関して、そのすべてが速やかに点検されるとともに、定期的な点検や必要な修繕を促し、老朽化に備えることで、高速道路利用者の安全を確保する取り組みを進めています。

このたび、平成26年度末時点の高速道路跨道橋の点検実施状況などを取りまとめましたので、お知らせします。

（ポイント）

- 道路法上の道路に指定されている高速道路跨道橋に関しては、平成26年度末までにすべて点検を完了
- 高速道路6会社※では、管理者から受託して点検・補修を実施する取り組みを通じ、積極的に管理者を支援
- 老朽化した跨道橋の撤去を促進するため、撤去支援の取組を開始

〈高速道路跨道橋の点検状況〉

高速道路跨道橋の総数 (①)	5,798橋
平成27年1月1日時点で点検済みの跨道橋数 (②)	5,415橋
点検実施率 (②/①)	93%
平成27年3月31日時点で点検済みの跨道橋数 (③)	5,562橋
点検実施率 (③/①)	96%

※東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社

問合せ先

【高速道路跨道橋について】

高速道路課 有料道路調整室 課長補佐 宮西 洋幸  
03-5253-8111(内線 38382) 03-5253-1619(FAX)

【高速道路跨道橋の撤去支援の取組について】

環境安全課 企画専門官 和田 賢哉  
03-5253-8111(内線 38132) 03-5253-1622(FAX)

〈参考〉 高速道路跨道橋の点検状況(都道府県別)

所在する 都道府県	跨道橋数 ①	平成27年2月10日公表				平成27年3月31日時点	
		平成27年1月1日時点		平成27年3月末見込み		点検実施数 ④	点検状況 ④/①
		点検実施数 ②	点検状況 ②/①	点検実施数 ③	点検状況 ③/①		
北海道	327	304	93.0%	304	93.0%	305	93.3%
青森県	72	67	93.1%	69	95.8%	69	95.8%
岩手県	109	106	97.2%	106	97.2%	106	97.2%
宮城県	111	109	98.2%	110	99.1%	110	99.1%
秋田県	79	65	82.3%	67	84.8%	68	86.1%
山形県	27	27	100.0%	27	100.0%	27	100.0%
福島県	194	164	84.5%	165	85.1%	174	89.7%
茨城県	268	266	99.3%	266	99.3%	266	99.3%
栃木県	61	56	91.8%	58	95.1%	60	98.4%
群馬県	145	145	100.0%	145	100.0%	145	100.0%
埼玉県	238	238	100.0%	238	100.0%	238	100.0%
千葉県	353	347	98.3%	350	99.2%	353	100.0%
東京都	204	204	100.0%	204	100.0%	204	100.0%
神奈川県	331	320	96.7%	325	98.2%	325	98.2%
新潟県	119	114	95.8%	114	95.8%	117	98.3%
富山県	47	43	91.5%	44	93.6%	47	100.0%
石川県	29	29	100.0%	29	100.0%	29	100.0%
福井県	15	15	100.0%	15	100.0%	15	100.0%
山梨県	122	117	95.9%	121	99.2%	122	100.0%
長野県	248	236	95.2%	236	95.2%	243	98.0%
岐阜県	108	104	96.3%	104	96.3%	106	98.1%
静岡県	262	255	97.3%	261	99.6%	261	99.6%
愛知県	104	104	100.0%	104	100.0%	104	100.0%
三重県	82	70	85.4%	70	85.4%	70	85.4%
滋賀県	70	67	95.7%	67	95.7%	68	97.1%
京都府	65	60	92.3%	60	92.3%	65	100.0%
大阪府	209	199	95.2%	203	97.1%	203	97.1%
兵庫県	291	279	95.9%	281	96.6%	281	96.6%
奈良県	12	12	100.0%	12	100.0%	12	100.0%
和歌山県	24	18	75.0%	19	79.2%	19	79.2%
鳥取県	9	7	77.8%	7	77.8%	7	77.8%
島根県	44	35	79.5%	36	81.8%	39	88.6%
岡山県	140	132	94.3%	138	98.6%	139	99.3%
広島県	231	194	84.0%	196	84.8%	202	87.4%
山口県	62	53	85.5%	53	85.5%	53	85.5%
徳島県	90	87	96.7%	87	96.7%	89	98.9%
香川県	47	45	95.7%	45	95.7%	45	95.7%
愛媛県	85	80	94.1%	80	94.1%	80	94.1%
高知県	23	22	95.7%	23	100.0%	23	100.0%
福岡県	83	78	94.0%	78	94.0%	78	94.0%
佐賀県	41	32	78.0%	32	78.0%	37	90.2%
長崎県	71	57	80.3%	61	85.9%	61	85.9%
熊本県	94	94	100.0%	94	100.0%	94	100.0%
大分県	108	69	63.9%	73	67.6%	85	78.7%
宮崎県	156	135	86.5%	135	86.5%	155	99.4%
鹿児島県	105	81	77.1%	81	77.1%	81	77.1%
沖縄県	83	74	89.2%	76	91.6%	82	98.8%
合計	5,798	5,415	93.4%	5,469	94.3%	5,562	95.9%

※跨道橋数は、平成26年10月1日時点  
 ※建設後5年未満の跨道橋は、点検実施数に計上

## 〈参考〉 高速道路跨道橋の点検状況(用途種別)

- 道路法上の道路に指定されている高速道路跨道橋に関しては、平成26年度末までにすべての点検を完了
- 道路法以外の高速道路跨道橋に関しては、所管省庁のあるものは概ね点検が完了
- 引き続き、法定外公共物※の点検実施を促すとともに、定期的な点検の実施と必要な補修を促していく

※法定外公共物...法の適用または準用を受けない里道や水路等の公共物

用途種別	跨道橋数 ①	平成27年2月10日公表				平成27年3月31日時点	
		平成27年1月1日時点		平成27年3月末見込み		点検実施数 ④	点検状況 ④/①
		点検実施数 ②	点検状況 ②/①	点検実施数 ③	点検状況 ③/①		
道路法	4,518	4,496	99.5%	4,518	100.0%	4,518	100.0%
高速道路会社管理	928	928	100.0%	928	100.0%	928	100.0%
国土交通省管理	169	169	100.0%	169	100.0%	169	100.0%
地方公共団体管理	3,421	3,399	99.4%	3,421	100.0%	3,421	100.0%
都道府県・政令市	872	865	99.2%	872	100.0%	872	100.0%
市区町村	2,549	2,534	99.4%	2,549	100.0%	2,549	100.0%
道路法以外	1,280	919	71.8%	951	74.3%	1,044	81.6%
公園	21	21	100.0%	21	100.0%	21	100.0%
鉄道	81	81	100.0%	81	100.0%	81	100.0%
港湾	3	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%
空港	7	7	100.0%	7	100.0%	7	100.0%
農道	129	93	72.1%	101	78.3%	129	100.0%
林道	33	22	66.7%	22	66.7%	33	100.0%
法定外公共物(認定外道路)	609	340	55.8%	357	58.6%	388	63.7%
その他	36	32	88.9%	36	100.0%	36	100.0%
国管理	17	13	76.5%	17	100.0%	17	100.0%
地方公共団体管理	10	10	100.0%	10	100.0%	10	100.0%
民間企業管理	9	9	100.0%	9	100.0%	9	100.0%
水路・水管	208	167	80.3%	170	81.7%	193	92.8%
農業用水	126	104	82.5%	104	82.5%	126	100.0%
上水道	16	15	93.8%	15	93.8%	15	93.8%
下水道	3	2	66.7%	3	100.0%	3	100.0%
工業用水・発電用水	5	5	100.0%	5	100.0%	5	100.0%
法定外公共物(水路)	58	41	70.7%	43	74.1%	44	75.9%
ガス管	3	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%
移管協議中	150	150	100.0%	150	100.0%	150	100.0%
合 計	5,798	5,415	93.4%	5,469	94.3%	5,562	95.9%

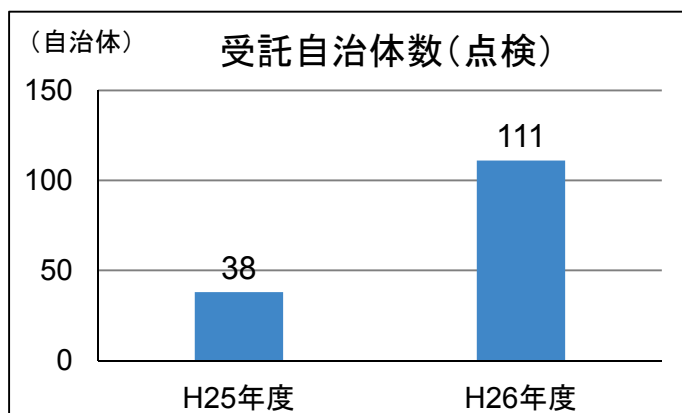
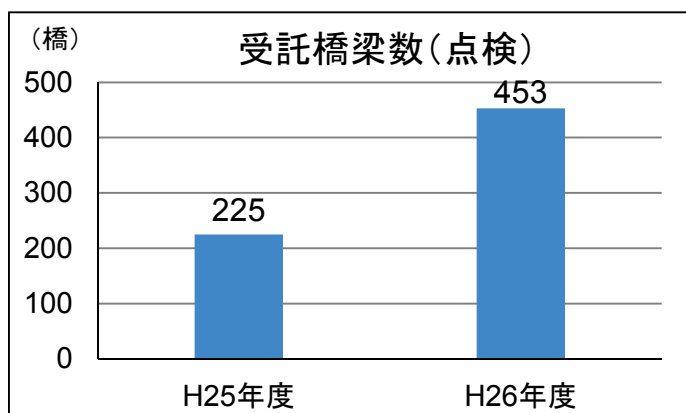
※跨道橋数は、平成26年10月1日時点 ※建設後5年未満の跨道橋は、点検実施数に計上



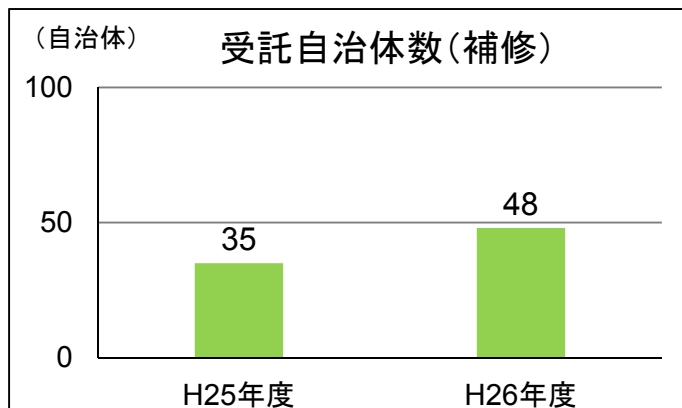
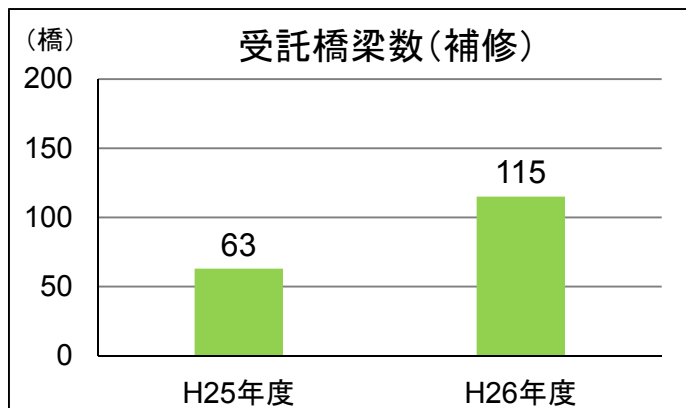
## (参考) 高速道路会社による点検・補修の受託

- 高速道路会社では、跨道橋管理者から点検・補修を受託する取り組みを実施
- 点検・補修ニーズの高まりを受け、多数の受託事業を実施しており、引き続き積極的に、地方公共団体などの跨道橋管理者を支援

### 【点検の状況】



### 【補修の状況】



点検実施状況



補修実施状況

# (参考) 跨道橋の撤去支援の取組について

○老朽化した跨道橋の撤去を促進するため、撤去支援の取組を開始

## 対象施設

○高速道路※上に架かる跨道橋 (道路法上の道路に限る)

※高速道路6社(東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社)が管理する道路

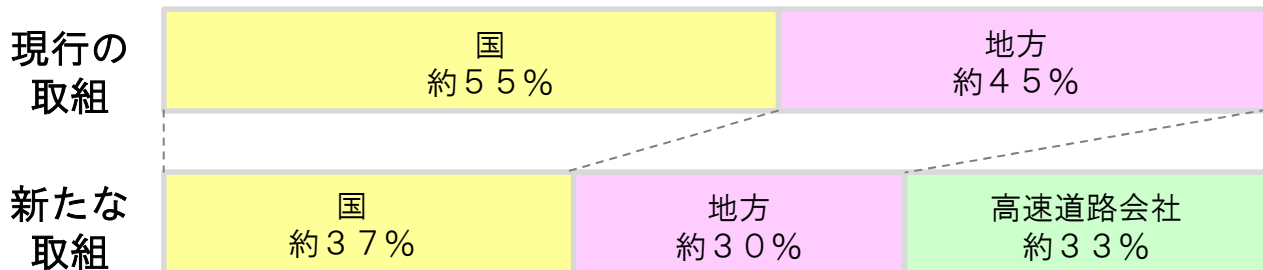


## 対象事業

○社会資本整備総合交付金の効果促進事業として実施する橋梁の単純撤去

## 支援内容

○高速道路会社が跨道橋の撤去事業にかかる1/3を限度として負担



※社会資本整備総合交付金(道路事業を基幹事業とする場合)の効果促進事業で実施する国費率0.55の場合【国費率の違いにより負担割合の変更はあり得る】

※今後、社会資本整備総合交付金の要望聴取等と合わせて事業要望の調査を実施する予定  
※本支援の取組は、当分の間の措置とする

## (参考) 高速道路跨道橋に関するこれまでの経緯

平成25年10月1日	国交省から高速道路6会社に対し跨道橋の点検等の対応について要請
平成25年10月31日	会計検査院が高速道路6会社に対して処置要求 (主な内容) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 跨道橋管理者と連絡体制の構築に向けた取組みを早急に講じること</li><li>・ 使用される見込みがなく不要な跨道橋はできるだけ早期に撤去するよう跨道橋管理者に対し求めること</li></ul>
平成25年10月～	跨道橋連絡協議会 (平成25年12月までに全ての都道府県毎に設置)
平成26年3月～	道路メンテナンス会議 (平成26年7月までに全ての都道府県毎に設置)
平成26年6月11日	参議院警告決議 (主な内容) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 緊急点検結果を速やかに公表し、必要な補修等を行うこと</li><li>・ 点検体制の抜本的な見直しを行うこと</li><li>・ 跨道橋管理者に対する技術支援及び情報提供を行うこと</li></ul>
平成26年6月25日	道路橋定期点検要領の策定
平成26年7月1日	改正道路法施行規則の施行 (5年に1度の近接目視による全数監視を義務化)
平成27年1月30日	点検未実施の跨道橋管理者の所管省庁に対し、所管の管理者に点検促進等を周知するよう要請
平成27年2月10日	高速道路跨道橋の点検状況(平成27年1月1日時点)を公表